



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。ジェネリック薬品についてはご存知の方も多いと思いますが特許が切れた先発薬と同じ有効成分の薬を他社が製造したものです。薬価は先発薬の約5割となります。

写真左のオルメテックは第一三共の主力製品である降圧剤です。その特許がいよいよ切れるということで9月にオルメサルタン「DSEP」というジェネリックが登場しました(写真右)。オルメサルタンというのはオルメテックの有効成分の一般名、DSEPは製薬会社の略号です。マークまでそっくりです。よくみるとDSEPとは第一三共エスファという会社の略号であることが解ります。



第一三共エスファはジェネリックなどを製造販売する第一三共の子会社ですが今回は親会社が子会社にオルメサルタンのジェネリックを作らせたこととなります。先発薬とジェネリックの有効成分は同じですが通常添加物やコーティングは異なります。製造特許は切れていない場合が多いからですが、このために吸収などが異なる可能性が指摘されています。しかし、オルメサルタン「DSEP」では製造特許も許可されていて、多分同じ工場で作られていると考えられます。こういう薬品をオーソライズドジェネリック(AG)と称し、今後増えていくと考えられています。さて、値段はどうでしょうか。

オルメテック OD/オルメサルタン OD「DSEP」	5mg	31.5 円/15.6 円
同	10mg	59.3 円/29.6 円
同	20mg	112.8 円/56.4 円
同	40mg	171.5 円/84.6 円

他社のジェネリックの薬価収載は12月の予定ですがDSEPと同様になると思われます。第一三共は特許切れ直前に子会社からジェネリックの先行販売を行ったということですね。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆11月4日(土) ピアノリサイタル 【山辺絵理さん】
- ◆11月11日(土) ヴァイオリン、ヴィオラ、ピアノのコンサート 【NKKトリオの皆さん】
- ◆11月18日(土) コーラスグループ「ヴィエント」-秋に唄う- 【ヴィエントの皆さん】
- ◆11月25日(土) ゴスペルコンサート 【ワイルドオルガンの皆さん】



栄養科より今月の一押しメニュー

今月の行事食は11/3昼食に「いなり寿司 & 太巻き」をご用意します。その他には「栗ごはん」「秋野菜のカレー」「さんまの塩焼き」などを予定しています。献立では季節感を大切に



しており、11月後半からは内容が秋から冬に切り替わっていきます。これからだんだん寒くなってきますので、しっかり食事をとり、元氣にお過ごしください。

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

事実と異なる日付が記載された自筆証書遺言の効力

遺言書を作成するにあたっては、自分で作成する方法と、公証人に作成を委託する方法があります。

自分で作成する方法の典型が自筆証書遺言です。自筆証書遺言が有効であるためには、①全文を自書すること、②日付を書き入れること、③署名・押印をすること、の三つの条件が満たされている必要があります。

今月号のテーマは、事実と異なる日付が記載された自筆証書遺言が法律上どのように扱われるかです。

最高裁の判例には、実際には昭和48年8月27日に作成されたと思われるところ、遺言書には昭和28年8月27日と記載されていたという事案について、「その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、右日付の誤りは遺言を無効ならしめるものではない」と判示したものがありません(最二小判昭52.11.21民集122-239)。うっかり事実と異なる日付が書かれた場合の遺言の効力は、最高裁の判例が示す通りに理解すればよいと思います。

それでは、故意に事実と異なる日付が書かれた場合はどうでしょうか。

故意に不実の記載がなされた場合については、遺言を無効とする判例が出されています(東京地判平28.3.30判時2328-71)。

故意に不実の記載がなされる背景には遺言能力との関係があります。当然のことながら、認知症が進んで判断能力のなくなった人が作成した遺言には法律上の効力は認められません。そのため、第三者が遺言書の作成に関与しているようなケースにおいては、遺言者が認知症だと診断される以前の日付を記入するように言い含められてしまうことがあります。しかし、このような方法で故意に事実と異なる日付が記載されたとしても、有効な遺言とは扱われません。

認知症が進んでいて判断能力がなかったことを立証できれば、日付の議論に立ち入る必要はありません。しかし、判断能力が失われているかが微妙なケースでも、故意に事実と異なる日付が記載されたことが立証できれば、やはり遺言の効力を否定することができてしまいます。

遺言の作成経緯は問題になることが珍しくありません。揉め事を防ごうと思った場合、法律家の関与のもとで作成するのが安全です。



桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB)http://www.sakuragaoka.gr.jp

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年10月25日発行 vol.125 編集:島田・川村・新井

シーダ祭



今年のシーダ祭は10月15日(日)に開催いたしました。
利用者さん・ご家族の皆様と一緒に、普段と違うひとときを
過ごすと共に、地域交流の機会として毎年開催しているものです。
職員手作りの出店の他、利用者さんの日頃の成果を披露
していただく作品展、ボランティアの方をお招きしての
パフォーマンスなど、さまざまなプログラム
をご用意しました。今年は雨模様であいにくの天気でしたが、
大勢の方にご参加いただきました。



今年も『くまっち』が来ました。
子供達には大人気でした!!



高円寺の阿波踊り協会の『踊水連』も方々も来
られ盛り上げて頂き利用者の方々も大変楽しま
れていました。



利用者さん達の
『フラワーアレンジメント』や『書道クラ
ブ』の作品もとっても綺麗でした。

また来年も同時期に予定していますので
楽しみにしてください。

